

議案第10号

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和2年2月25日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 一般職の職員（任期付教育職員）の給料の額を改定したいため。

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（任期付教育職員給料表の適用を受ける職員の給料月額等に関する特例）

10 別表第5の規定にかかわらず、第3条の5第2項に規定する任期付教育職員給料表の適用を受ける職員であつて、その受ける号給が附則別表に掲げられているものの給料月額は、当分の間、号給の区分に応じて附則別表に定める額とする。

附則に次の別表を加える。

附則別表(附則第10項関係)

任期付教育職員給料表の適用を受ける職員の給料月額

号給	給料月額
	円
1	158,700
2	160,200
3	161,700
4	163,200
5	164,900
6	166,800
7	168,600
8	170,400
9	172,200
10	174,200
11	176,200
12	178,100
13	180,000
14	182,200
15	184,400
16	186,600
17	188,800
18	191,400
19	193,900
20	196,300
21	198,800
22	200,500
23	202,100
24	203,800
25	205,300
26	205,300
27	205,300
28	205,300
126	311,100
127	311,300
128	311,500
129	311,700
130	311,900
131	312,100
132	312,300
133	312,500
134	312,700
135	312,900
136	313,100
137	313,300
138	313,500
139	313,700
140	313,900
141	314,100
142	314,300
143	314,500
144	314,700
145	314,900
146	315,100
147	315,300
148	315,500
149	315,700
150	315,900

151	316,100
152	316,300
153	316,500
154	316,700
155	316,900
156	317,100
157	317,300

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。